

# 八尾市雨水流出抑制施設指導要領

八尾市都市整備部

令和4年4月

## 目 次

1. はじめに	P. 2
2. 用語について	P. 2
3. 申請書類等の手続きについて	P. 2
(1)雨水流出抑制施設設置にかかる協議窓口について	P. 2
(2)全体の手続きの流れ	P. 2
(3)法による許可	P. 3
(4)500 m <sup>3</sup> 以上の雨水浸透阻害行為に該当しない開発行為	P. 3
4. 雨水流出抑制施設	P. 3
(1)雨水貯留施設	P. 3
(2)法にかかる指導内容	P. 3
[1]必要貯留量	P. 3
[2]許容放流量	P. 3
(3)貯留水深	P. 3
(4)戸建分譲住宅	P. 4
(5)透水性舗装の補足事項	P. 4
(6)条例にかかる指導内容	P. 4
[1]必要貯留量	P. 4
[2]オフィス	P. 4
[3]都市計画法に規定する開発行為に準ずる行為	P. 4
5. 検査、完了に関する事項	P. 5
(1)提出書類	P. 5
[1]工事完了届出書（別記様式第二、様式第4）	P. 5
[2]対策工事出来形測定図	P. 5
[3]地下埋設部の施工段毎の状況写真及び実地検査	P. 5
[4]透水性舗装	P. 5
[5]現地透水試験	P. 5
[6]標識の設置	P. 5
[7]検査済の証明について	P. 6
[8]重要事項説明書（宅地分譲の場合）	P. 6
(2)完了検査時の留意事項	P. 6
6. 標識（プレート等）の設置に関する事項	P. 6
(1)新設道路、道路後退のある場合	P. 6
(2)各戸貯留の場合	P. 6
7. 用語の定義	P. 6
8. 雨水貯留施設図	P. 8
9. 流出係数の計算例	P. 12
10. 降雨強度	P. 14
11. 様式	P. 15
12. 参考文献	P. 34

1. はじめに

本要領は、「特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号。以下、「法」という。）」第33条第1項の規定に基づき技術的基準の強化に関する事項について定め、併せて本市の区域内に存する法第2条第2項に規定する特定都市河川流域における雨水の流出を抑制するために必要な処置を定めることにより、浸水被害の拡大を防止することを目的とした、「八尾市特定都市河川流域における浸水被害拡大防止のための雨水の流出抑制に関する条例（平成18年3月31日条例第25号。以下、「条例」という。）」第3条に基づく雨水の流出を抑制する処置について、技術的な助言又は勧告を行う上での取り決め事項を定めた。

また、「寝屋川流域における雨水流出抑制施設技術基準（案）平成18年7月 寝屋川流域協議会（以下、「技術基準」という。）」を技術指導における基本的な技術基準として位置づけ技術指導を本要領に基づき行う。

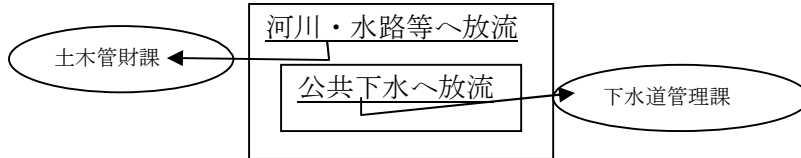
2. 用語について

本要領「7. 用語の定義」参照。

3. 申請書類等の手続きについて

申請書類は技術基準及び本要領のとおりとする

(1) 雨水流出抑制施設設置にかかる協議窓口については、以下のとおりとする。



(2) 全体の手続きの流れは下記のとおりとする。

雨水浸透阻害行為に関する手続きの流れ



- ※1 様式第5：1部
- ※2 (法律の場合)別記様式第一：2部  
(条例の場合)様式第1：2部
- ※3 様式第6：1部
- ※4 (法律の場合)別記様式第二：2部  
(条例の場合)様式第4：2部

(3)法による許可

1,000 m<sup>2</sup>以上の雨水浸透阻害行為については、雨水浸透阻害行為の許可申請手続きを行

うこと。また、同時に都市計画法に基づく開発許可申請、宅地造成等規制法に基づく許可申請、建築許可申請及び建築確認申請、農地法に基づく農地転用許可などが必要となる場合には、所定の手続きを行うこと。添付図書には貯留・浸透施設の図面が必要なので、開発許可申請の事前協議時に、各担当部課と協議するか、それまでに問い合わせること。

- (4)500 m<sup>2</sup>以上の雨水浸透阻害行為に該当しない開発行為  
事前相談については、各課協議までに貯留方法を確定する。

#### 4. 雨水流出抑制施設

##### (1)雨水貯留施設

雨水流出抑制にあたり原則として貯留型施設を用い、開発区域内に必要な貯留量以上の雨水が確保できる貯留施設を設け、最終放流地点でオリフィスにより放流量を調整する。(8. 雨水貯留施設図 図1 参照)

##### (2)法にかかる指導内容

###### [1]必要貯留量

開発面積が1、000 m<sup>2</sup>以上の雨水浸透阻害行為に当たる場合、「大阪府」のホームページ

(<http://www.pref.osaka.lg.jp/kasenkankyo/kanri/sogaikyoka.html>)の「雨水浸透阻害行為の許可」の「雨水浸透阻害行為の申請」内にある、

- 寝屋川流域における雨水流出抑制施設技術基準(案)(PDF1.76MB)
- 調整池容量計算システム (Excel 版) ユーザーマニュアル(国土交通省ホームページよりダウンロード)
- 降雨強度 Excel ファイル(計算システムに使用)

より、必要に応じてデータ等をダウンロードし必要貯留量を算出する。

###### [2]許容放流量

ha 当たりの許容放流量 (比流量) は、次表による。(技術基準 P.15 参照)

開発面積	比流量
1.0 ha 以上	0.04 m <sup>3</sup> /s/ha
1.0 ha 未満	0.07 m <sup>3</sup> /s/ha

※外水域の場合は開発区域等の全体規模にかかわらず  
0.07 m<sup>3</sup>/s/ha とする。

※本要領「9. 流出係数の計算例 P. 12」参照。

##### (3)貯留水深

貯留限界水深については、次表を標準とする。

土地利用	貯留場所	貯留限界水深
集合住宅	棟間緑地	0.3m
駐車場	駐車ます	0.1m
小学校	屋外運動場	0.3m
中学校	屋外運動場	0.3m
児童公園	築山等を除く広場	0.2m
近隣・地区公園	運動施設用地広場等	0.3m

注)近隣・地区公園で安全対策を考慮した場合は、貯留水深を0.5mとすることができる。

##### (4)戸建分譲住宅

戸建分譲住宅については、浸透ます・貯留浸透施設等を設置することが出来るもの

とする。また、新設道路を築造する場合は、透水性舗装を設置することができる。透水性舗装は下記の断面構造を標準とする。

(8. 雨水貯留施設図 P. 8～11 図1、2、3、4参照)

材料	寸法	空隙率
透水性アスファルト ※1	6 cm	10%
粒度調整碎石 M-25	10 cm	10%
クラッシャーラン C-30	20 cm	10%
砂 ※2	10 cm～	25%

※1 ・アスファルトのバインダは高粘度規格以上のものを使用すること。  
 ・透水性舗装の表面剥離防止処置については、必要に応じて行うこと。

※2 砂の厚みについては10 cm単位とし、別途協議すること。

#### (5)透水性舗装の補足事項

基本的な事項は技術基準によるものとする。

#### (6)条例にかかる指導内容

##### [1]必要貯留量

開発面積が1,000㎡以上であっても雨水浸透阻害行為に該当しない場合、また500㎡以上の法にかからない開発行為の場合の必要貯留量の算出は、次表により計算する。

開発面積	必要貯留量
10,000㎡以上	600 m <sup>3</sup> /ha
3,000㎡以上	400 m <sup>3</sup> /ha
1,000㎡以上	300 m <sup>3</sup> /ha
500㎡以上	75 m <sup>3</sup> /ha

##### [2]オリフィス（放流孔）の計算式

$$B = \frac{A \cdot q}{C \cdot D \sqrt{2 \cdot g \cdot (H - D / 2)}}$$

B = 放流孔の幅 (m)      C = 0.6 (定数)  
 D = 放流孔の高さ (m)      g = 9.8 (m/s)  
 A = 開発面積 (ha)      q = 比流量 (4. (2) [2]参照)  
 H = H.W.L.～オリフィス底までの高さ(m)

##### [3]都市計画法に規定する開発行為に準ずる行為

条例第3条第2項の市長が定める行為は、次に掲げるものとする。

- ①雨水貯留浸透施設の全部又は一部の埋立て
- ②雨水貯留浸透施設（建築物等に設置されているものを除く。）の敷地である土地の区域における建築物の新築、改築又は増築
- ③雨水貯留浸透施設が設置されている建築物等の改築又は除却（雨水貯留浸透施設に係る部分に関するものに限る。）
- ④雨水貯留浸透施設の敷地である土地（雨水貯留浸透施設が建築物等に設置されている場合にあつては、当該建築物等のうち当該施設に係る部分）において物件を移動の容易でない程度に堆積し、又は設置する行為
- ⑤雨水貯留浸透施設を損傷する行為
- ⑥雨水貯留浸透施設の雨水の流入口又は流出口の形状を変更する行為
- ⑦都市計画法第4条第12項に規定する開発行為には該当しないが、八尾市開発指導要綱開発に該当する事業で、かつその面積が500㎡以上（隣接地における

連続した2以上の開発事業については全体面積)のもの

5. 検査、完了に関する事項

(1)検査完了時には、事前に「工事完了届出書」のほか、以下の書類も併せて提出すること。

[1]工事完了届出書（別記様式第二、様式第4）

完了検査を行う日時については、対策工の進捗状況をみながら届出書を提出するまでに協議を行うものとする。

[2]対策工事出来形測定図

完了時に施工者において対策施設の出来形測定を行い、許可申請図面の設計値の上限にその実測値を朱書きして作成し、図面右上に測定者の氏名を記入し押印する。

[3]地下埋設部の施工段階毎の状況写真及び実地検査

地下埋設部の施工については、完了検査時に目視することが出来ないので、施工写真を撮影しておくこと。また、それらの状況が分かるようにするとともに、撮影日、工期、工事名、撮影状況の内容、施工者、事業者等が確認できるよう工外用黒板を添えるなど工夫して撮影したものにする。以下に内容をまとめる。

	状況写真	実地検査
①貯留池	i) RC造の場合 内空の各寸法、オリフィス径・位置（レベル） ii) 空隙貯留施設の場合 貯留槽としての有効寸法（幅、奥行き、高さ）、オリフィス径・位置（レベル）、遮水または透水シートの施工状況。	内空の各寸法、オリフィス径・位置（レベル）及びスクリーンの有無確認
②透水性舗装	路盤・アスファルト等の各層厚	削孔機によるコア抜取り検査により、アスファルト部分の層厚確認
③浸透池	底版砕石で空隙貯留を見込んだ場合の砕石厚	
④浸透柵	充填砕石の幅・奥行き・高さ・延長、充填砕石の天端レベル（土被り厚）	設置状況、ゴミ除去用フィルター等の有無
⑤浸透トレンチ	管径、充填砕石の幅・高さ・延長、充填砕石の天端レベル（土被り厚）、有孔管の確認	設置状況、管の通り
⑥盛土材	良質土の施工状況	

[4]透水性舗装

空隙貯留材料の品質（性能）証明書

[5]現地透水試験を実施した場合は結果報告書

[6]標識の設置

完了検査を受けた土地については、技術的基準に適すると認められた対策施設が存在する旨の標識（6. 標識の設置に関する事項参照）を設置することが義務付けられている。標識については市で用意するので、完了届書を提出するまでに検査日時とあわせて設置場所の協議を行う。（地下貯留施設等であれば掲示板形式になる場合もあるので、施設管理者に標識の設置を行う旨を説明しておくこと）

[7]検査済の証明について

完了検査の結果、合格を受けた者には技術的基準に適合したことを証明する確認通知書を発行できる。

[8]重要事項説明書（宅地分譲の場合）

宅地分譲の場合、分譲後の各購入者に法の適用を受けた土地であることを知らしめる必要がある。重要事項説明書に必ずその旨記載すること。詳細については、許可申請時の許可条件参照のこと。

(2)完了検査時には、検査用器材（テープ、ポール、レベル）を用意すること。

6. 標識（プレート等）の設置に関する事項

法の許可のみプレートを設置する。

(1)設置場所

貯留協議の段階で協議し決定しておくこと。また、設置時は立会確認すること。

(2)設置時期

標識は市で作成する。設置時期は、施設管理者との調整により決定する。

7. 用語の定義

■特定都市河川

①都市部を流れる河川(河川法第3条第1項に規定する一級河川と二級河川をいう。以下同じ)であること。

②その流域において著しい浸水被害が発生し、又はそのおそれがあること。

③河道又は洪水調節ダムの整備による浸水被害の防止が市街化の進展により困難であることのいずれの要件にも該当する河川のうち、国土交通大臣又は都道府県知事が法の規定により区間（河川法に規定する河川の区間とは必ずとも一致しない）を限って指定するものをいう。〔法§2①〕

■特定都市河川流域

特定都市河川の流域として国土交通大臣又は都道府県知事が法第3条の規定により指定するものをいい、特定都市河川の流域を超えて特定都市下水道の排水区域がある場合、当該排水区域も特定都市河川地域に含まれる。〔法§2②〕

■雨水貯留浸透施設

雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を有する施設であって、浸水被害の防止を目的とするもの〔法§2②〕をいい、防災調整池、保全調整池、管理協定調整池を含むものであり、国、地方公共団体、民間等の設置主体を問わない。具体的には調整池、貯留槽、浸透柵、浸透トレンチ、透水性舗装、浸透池、浸透井が該当する。

■流出雨水量

地下に浸透しないで他の土地へ流出する雨水の量をいい、本法では合理式により算出するものとしている。

■対策工事

法9条の雨水浸透阻害行為の許可に関して、雨水貯留浸透施設の設置に関する工事その他の行為区域からの雨水浸透阻害行為による流出雨水量の増加を抑制するために自ら行う工事をいい、雨水貯留浸透施設の設置工事とその他の雨水の流出抑制工事に区別される。〔法§10①(3)〕

本技術基準で用いる用語は、それぞれ以下のように定義する。

■オンサイト貯留

オンサイト貯留とは、雨水の移動を最小限におさえ、雨が降ったその場所で貯留し、雨水の流出を抑制するもので、現地貯留とも呼び、公園・運動公園・駐車場・集合住宅の棟間等の流域貯留施設、あるいは各戸貯留施設などが一般にオンサイト貯留となる。

■オフサイト貯留

オフサイト貯留とは、河川・下水道・水路等によって集水し、集約的に貯留し、雨水の流出を抑制するもので、現地外貯留とも呼び、遊水地、防災調整池等はこれにあたる。

■調節(整)池

調節(整)池とは、オフサイト貯留となる施設で、流出抑制を第1義として設置するもの

のうち、河川管理施設として設置する流域調節池、防災調節池、及び大規模な宅地開発等に伴って設置する施設を調節(整)池という。

#### ■流域貯留施設

流域貯留施設は、広義にとらえると調節(整)池等も含まれるが、本基準では公園、運動場、広場、団地の棟間、駐車場など本来の利用目的を有する土地に、低水深で貯留機能を持たせ、流出抑制を行う施設をいう。その貯留方法は一般にオンサイト貯留となり、その貯留構造は一般に小堤・小堀込式となる。

#### ■集水面積

集水面積とは、貯留型施設あるいは浸透型施設に雨水を集めることのできる区域の面積をいう。

#### ■放流比流量

放流比流量とは、貯留型施設あるいは、浸透型施設よりの放流量を集水面積で除した値をいう。

#### ■オリフィス

オリフィスとは、貯留型施設に雨水が流入・出する際、流入・出量を調節するための調整口をいい、特に流出する場合は放流孔という。

#### ■許容放流比流量

本技術基準において、流出抑制施設の規模を算定する際の基準となる放流比流量。

#### ■雨水浸透阻害行為

法第30条に掲げる行為。

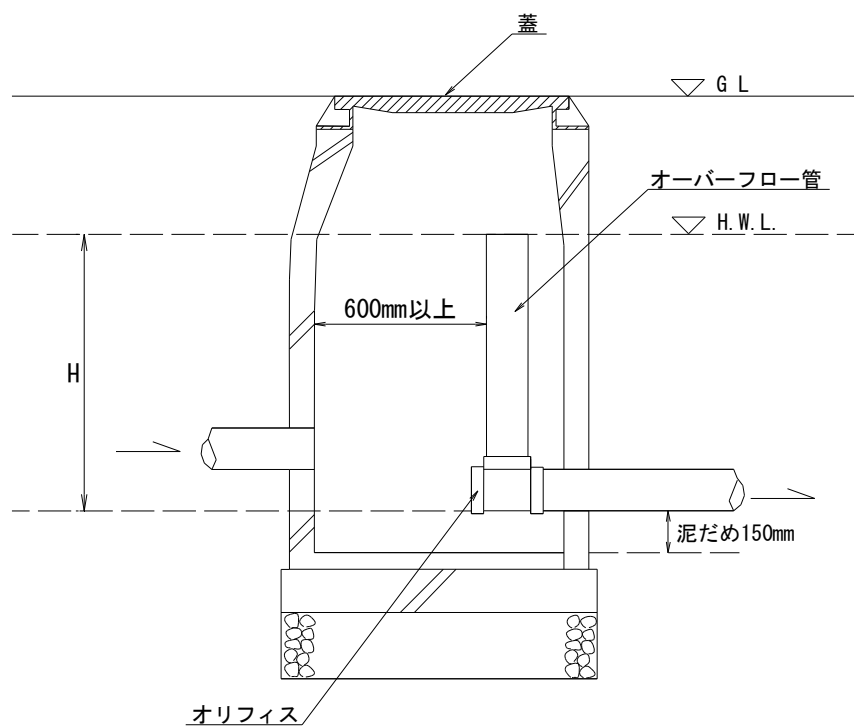
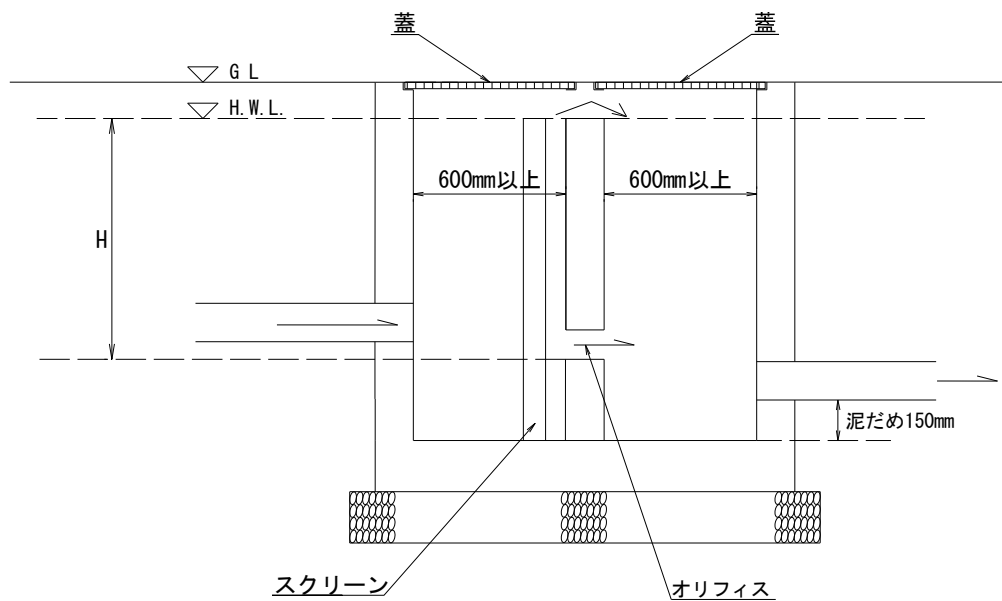
#### (解説)

以上のほか、本要領、技術基準を理解するために必要と考えられる用語について以下に説明する。

- (1) 棟間貯留 : 集合住宅の棟間に貯留するものをいう。
- (2) 公園貯留 : 公園用地内の池・運動広場等に貯留するものをいう。
- (3) 学校貯留 : 小、中学校等の教育施設用地を利用して貯留するものをいう。
- (4) 各戸貯留 : 独立住宅の敷地内の庭に、貯留(低床花壇)又は貯留槽を設け、これに屋根に降った雨を貯留するものをいう。
- (5) 地下貯留 : 地下に貯留槽を設け、これに雨水を導入するもので、貯留施設の上では種々の利用が可能となる。
- (6) 貯留可能容量 : 流域貯留施設として利用する棟間・校庭・公園などの本来の利用機能、安全性からの制約により定められる貯留可能面積、貯留限界水深によって設定される容量をいう。
- (7) 貯留限界水深 : 貯留施設における貯留時の安全性、本来の利用目的から定まる貯留可能な最大水深をいう。
- (8) 下流許容放流量 : 下流許容放流量とは、計画対象降雨時に流出抑制施設から下流に放流を許容される流量であり、調節(整)池では放流施設の設計流量に相当し、下流河川や水路の流下能力に相当する比流量によって決定される。



8. 雨水貯留施設図  
(図1) オリフィス枳



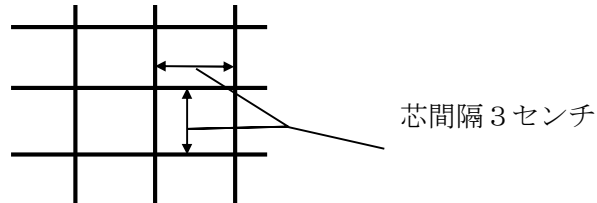
(留意事項)

1. オリフィス最小径

- ・オリフィス（放流孔）の形状については、出来るだけ正方形とし、オリフィス口径は原則として5cmを最小とする。
- ・P. 4(6) [2]の「オリフィス（放流孔）の計算式」により、求めたオリフィス口径が、最小径以下となった場合でも、オリフィスの閉塞を避けるために5cmとする。

2. スクリーン

- ・スクリーンの材質は、ステンレス等の錆びにくい材質のものとする。
- ・メッシュピッチについては、3センチを標準としオリフィス径より小さくなるよう設定する。
- ・脱着出来るものとする。



3. 点検孔

- ・地下貯留槽及びオリフィス柵については、原則600mmの点検孔を設けること。

4. 地下貯留槽の材質

- ・やむを得ず道路内に設置する場合は強度検討し、別途協議とする。
- ・材質は樹脂、プラスチック製の二次製品についても可能とし、貯留槽の場合は遮水シート、浸透層の場合は透水シートを必要に応じて使用すること。

5. 余裕高

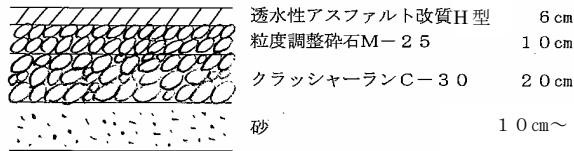
- ・GLはH.W.Lより50mm以上の余裕高を確保すること。

6. 足掛金物

- ・柵深が1200mm以上の時は足掛金物を設置すること。

(図2) 透水性舗装

透水性舗装



材 料		空隙率
透水性アスファルト改質H型		10%
粒度調整碎石	M-25	10%
クラッシャーラン	C-30	10%
砂		25%

ただし、砂層は条例による場合は10~30cm(1000㎡以上の場合は別途協議)、

法律による場合は10~50cmとし、1.0cm単位とする。

・透水性舗装に乳剤は使用しないこと

※飽和透水係数について

1. 浸透施設の飽和透水係数は、 $3.0 \times 10^{-4}$ (cm/sec)を標準とする。
2. 浸透施設として透水性舗装を選択する場合は標準断面とし、八尾市集水区別透水係数の採用可とする。
3. やむを得ず標準断面と異なる断面にて対策するときは、
  - ①標準断面より深い場合は、集水区別透水係数を採用できる。
  - ②標準断面より浅い場合は、標準の透水係数にて対策を講じるか現地にてボアホール法による透水試験を実施し、試験値にて対策を講じて良いものとする。

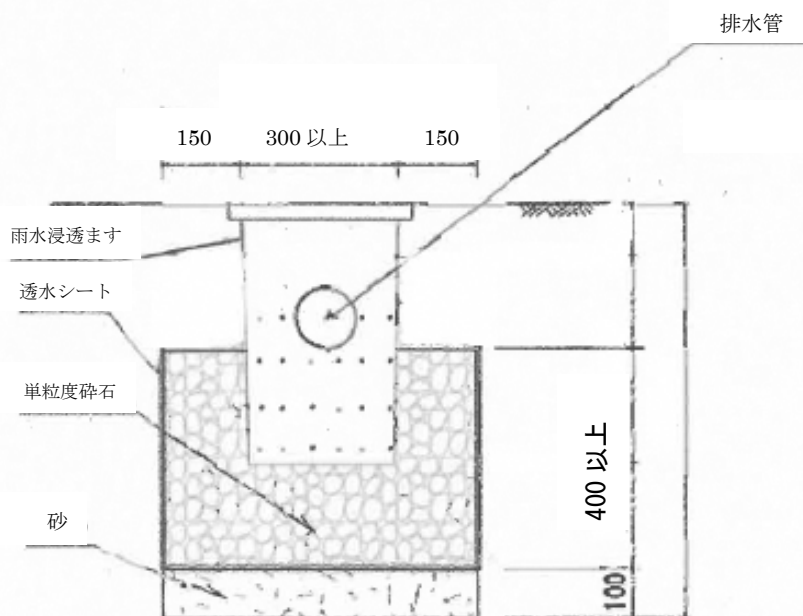
※集水区別透水係数(集水区は各担当課に確認すること)

集水区名	飽和透水係数	
	(cm/sec)	(m/hr)
小阪集水区	$2.7 \times 10^{-3}$	0.0972
新家集水区	$3.2 \times 10^{-3}$	0.1152
小阪合集水区	$2.3 \times 10^{-3}$	0.0828
長吉集水区	$4.2 \times 10^{-3}$	0.1512
新池島集水区	$2.6 \times 10^{-3}$	0.0936

排水区、処理分区名	飽和透水係数	
	(cm/sec)	(m/hr)
竹濶排水区(第1分区)	$2.7 \times 10^{-3}$	0.0972
恩智処理分区、外水域	$3.1 \times 10^{-3}$	0.1116

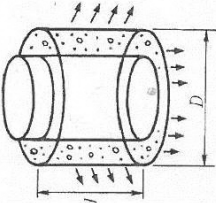
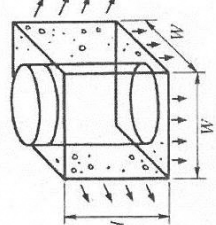
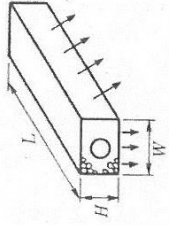
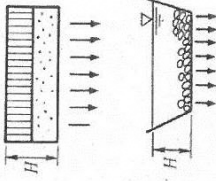
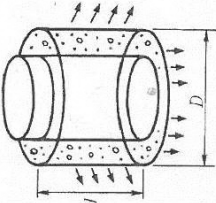
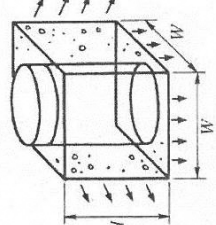
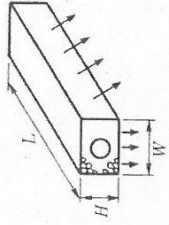
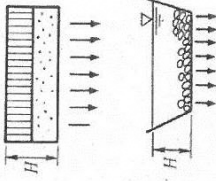
- ・外水域とは、旧国道170号線以東とする。
- ・竹濶排水区(第2分区含む)は長吉集水区の値とする。

(図3) 浸透枳



- ・単粒度碎石の空隙率は30~40%程度であることから、35%を設計値とする。
- ・浸透機能を確保するため、浸透ます内部には維持管理用のネットやバケツ等を設ける。また、ますは側面からも浸透するものを使用すること。

(図4) 各種浸透施設の比浸透量

施設	円筒ます 側面及び底面	正方形ます 側面及び底面	浸透側溝及び浸透トレンチ 側面及び底面	透水性舗装 底面
浸透面				
模式図				
算定式の適用範囲の目安	設計水頭	約1.5m	約1.5m	約1.5m
	施設規模	0.3m ≤ 直径 ≤ 1.0m	幅 ≤ 1.0m	幅約1.5m
基本式	K=aH <sup>2</sup> +bH+c	K=aH <sup>2</sup> +bH+c	K=aH+b	K=aH+b
	H: 設計水頭(m)	H: 設計水頭(m)	H: 設計水頭(m)	H: 設計水頭(m)
	D: 施設直径(m)	W: 施設幅(m)	W: 施設幅(m)	
係数	a	0.475D+0.945	-0.453W <sup>2</sup> +8.289W+0.753	0.014
	b	6.07D+1.01	7.837W+0.82	1.287
	c	2.570D-0.188	2.858W-0.283	—
備考			比浸透量は単位長当たりの値	比浸透量は単位面積当たりの値、 底面積の広い砕石空隙貯留浸透施設も適用可能

## 9. 流出係数の計算例

○4000 m<sup>2</sup>の開発協議の場合

現況 田 2000 m<sup>2</sup>

宅地（工場の場合）2000 m<sup>2</sup>

### STEP 1

- ・現況及び計画の各土地利用を判断する。（表—1）

### STEP 2

- ・現況の宅地等以外の土地について、計画の土地利用をもとに雨水浸透阻害行為に該当する面積等を整理する。（表—1）

○表—1

地 区	現況土地利用 (面積)	計画土地利用 (面積)	流出係数
田	2000 m <sup>2</sup>		0.2
工場	2000 m <sup>2</sup>	4000 m <sup>2</sup>	0.9

☆2000 m<sup>2</sup>の雨水浸透阻害行為により法の許可が必要。

### STEP 3

- ・1000 m<sup>2</sup>を超える雨水浸透阻害行為である場合、行為前ピーク流出量を算定する。  
技術基準（案）P. 5 参照

①行為前のピーク流出量

$$Q1 = 1/360 \cdot f \cdot r \cdot A1 / 10000$$

Q1：行為区域からの流出雨水量（m<sup>3</sup>/s）

f：行為前流出係数 0.2

r：基準降雨における最大降雨強度値 60.0mm/h

A1：行為区域の面積 2000 m<sup>2</sup>

$$Q1 = 0.0067 \text{ (m}^3/\text{s)}$$

②0.07（m<sup>3</sup>/s/ha）×A1

$$Q2 = 0.07 \times A1 / 10000$$

A1：行為区域の面積 2000 m<sup>2</sup>

$$Q2 = 0.014 \text{ (m}^3/\text{s)}$$

③0.07（m<sup>3</sup>/s/ha）×A2

$$Q3 = 0.07 \times A2 / 10000$$

A2：行為以外の区域の面積 2000 m<sup>2</sup>

$$Q3 = 0.014 \text{ (m}^3/\text{s)}$$

雨水浸透阻害行為区域については、許容放流量と現況流出量の小さい値を許容放流量とし、行為以外の区域の許容放流量との合計により、全体の許容放流量を算定する。

①<②より、Q1=0.0067（m<sup>3</sup>/s）となる。

ゆえに、行為前流出量Qは、①+③=0.0207（m<sup>3</sup>/s）となる。

Q=1/360・f・r・A/10000の式より、行為前流出係数fを求めると

$$0.0207 = 1/360 \cdot f \cdot 60 \cdot 4000 / 10000 \quad \therefore f = 0.3105$$

よって、行為前流出係数はf=0.3105となる。

<b>流出係数算定結果</b>	行為前	行為後
	0.311	0.900

雨水浸透阻害行為の技術基準として設定する流出係数

区分	土地利用の形態の細区分	流出係数	行為前面積 (ha)	行為后面積 (ha)
計		—	0.4000	0.4000
宅地等に該当する土地	第1号関連	宅地	0.90	0.4000
		池沼	1.00	
		水路	1.00	
		ため池	1.00	
		道路(法面を有しないもの)	0.90	
		道路(法面を有するもの)		
		鉄道線路(法面を有しないもの)	0.90	
		鉄道線路(法面を有するもの)		
		飛行場(法面を有しないもの)	0.90	
		飛行場(法面を有するもの)		
宅地等以外の土地	関第2号	不浸透性材料により舗装された土地(法面を除く)	0.95	
		不浸透性材料により覆われた法面	1.00	
	関第3号	ゴルフ場(雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る)	0.50	
		運動場その他これに類する施設(雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る)	0.80	
		ローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固められた土地	0.50	
	上記第1号から第3号に掲げる土地以外の土地	山地	0.30	
		人工的に造成され植生に覆われた法面	0.40	
林地、耕地、原野その他ローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固められていない土地		0.20		
その他		0.31	0.4000	

面積を入力

流出係数と面積を入力

10. 降雨強度

時	分	降雨強度 (mm/h)	時	分	降雨強度 (mm/h)	時	分	降雨強度 (mm/h)	時	分	降雨強度 (mm/h)
0	0-10	9.0	6	0-10	7.2	12	0-10	0.0	18	0-10	0.0
	10-20	1.8		10-20	14.4		10-20	0.0		10-20	0.0
	20-30	2.4		20-30	10.2		20-30	0.0		20-30	0.0
	30-40	4.2		30-40	52.8		30-40	0.0		30-40	0.0
	40-50	8.4		40-50	59.4		40-50	0.0		40-50	0.0
	50-60	5.4		50-60	15.0		50-60	0.0		50-60	0.0
1	0-10	2.4	7	0-10	0.6	13	0-10	0.0	19	0-10	0.0
	10-20	5.4		10-20	0.6		10-20	0.0		10-20	0.0
	20-30	18.0		20-30	0.0		20-30	0.0		20-30	0.0
	30-40	7.8		30-40	0.0		30-40	0.0		30-40	0.0
	40-50	20.4		40-50	0.0		40-50	0.0		40-50	0.0
	50-60	41.4		50-60	0.0		50-60	0.0		50-60	0.0
2	0-10	14.4	8	0-10	0.0	14	0-10	0.0	20	0-10	0.0
	10-20	24.0		10-20	0.0		10-20	0.0		10-20	0.0
	20-30	26.4		20-30	0.0		20-30	0.0		20-30	0.0
	30-40	53.4		30-40	0.0		30-40	0.0		30-40	0.0
	40-50	43.2		40-50	0.0		40-50	0.0		40-50	0.0
	50-60	48.0		50-60	0.0		50-60	0.0		50-60	0.0
3	0-10	56.4	9	0-10	0.0	15	0-10	0.0	21	0-10	0.0
	10-20	60.0		10-20	0.0		10-20	0.0		10-20	0.0
	20-30	49.8		20-30	0.0		20-30	0.0		20-30	0.0
	30-40	18.6		30-40	0.0		30-40	0.0		30-40	0.0
	40-50	27.6		40-50	0.0		40-50	0.0		40-50	0.0
	50-60	18.6		50-60	0.0		50-60	0.0		50-60	0.0
4	0-10	4.8	10	0-10	0.0	16	0-10	0.0	22	0-10	0.0
	10-20	4.8		10-20	0.0		10-20	0.0		10-20	0.0
	20-30	18.0		20-30	0.0		20-30	0.0		20-30	0.0
	30-40	18.0		30-40	0.0		30-40	0.0		30-40	0.0
	40-50	10.8		40-50	0.0		40-50	0.0		40-50	0.0
	50-60	27.0		50-60	0.0		50-60	0.0		50-60	0.0
5	0-10	18.0	11	0-10	0.0	17	0-10	0.0	23	0-10	0.0
	10-20	7.2		10-20	0.0		10-20	0.0		10-20	0.0
	20-30	6.6		20-30	0.0		20-30	0.0		20-30	0.0
	30-40	3.6		30-40	0.0		30-40	0.0		30-40	0.0
	40-50	22.8		40-50	0.0		40-50	0.0		40-50	0.0
	50-60	13.2		50-60	0.0		50-60	0.0		50-60	0.0

## 1 1. 様式

### ①特定都市河川浸水被害対策法の許可に関する様式

別記様式第一	P. 1 6
別記様式第二	P. 1 7
別記様式第三	P. 1 8
別記様式第四	P. 1 9
別記様式第五	P. 2 0
別記様式第六	P. 2 1
別記様式第七	P. 2 2
別記様式第八	P. 2 3

### ②八尾市特定都市河川流域における浸水被害拡大防止のための雨水の流出抑制に関する 条例の許可に関する様式

様式第 1	P. 2 4
様式第 2	P. 2 5
様式第 3	P. 2 6
様式第 4	P. 2 7

### ③共通様式

様式第 5 (事前相談用紙)	P. 2 8
様式第 6 (施行猶予願出書)	P. 2 9
様式第 7 (確認通知書)	P. 3 0
様式第 8 (管理台帳)	P. 3 1
様式第 9 (概要書)	P. 3 2 - 3 3



許可申請  
雨水浸透阻害行為 書  
協 議

第 30 条  
特定都市河川浸水被害対策法 の規定により、雨水浸透阻害行為について  
第 35 条  
許可を申請  
協 議 します。  
年 月 日  
(あて先) 八 尾 市 長  
住所  
氏名

雨水浸透阻害行為等の概要	1	雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称	
	2	雨水浸透阻害行為区域の面積	平方メートル
	3	雨水浸透阻害行為に関する工事の計画の概要	
	4	対策工事の計画の概要	
	5	雨水浸透阻害行為に関する工事の着手予定日	年 月 日
	6	雨水浸透阻害行為に関する工事の完了予定日	年 月 日
	7	対策工事の着手予定日	年 月 日
	8	対策工事の完了予定日	年 月 日
	9	その他必要な事項	

※受付番号	年 月 日 第 号
-------	-----------

※許可に付した条件	
-----------	--

※許可番号	年 月 日 第 号
-------	-----------

- 備考 1 「許可申請 「第 30 条 「許可を申請 協 議」、第 35 条」、協 議」については、該当するものを○で囲むこと。  
 2 許可申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。  
 3 ※印のある欄は記載しないこと。  
 4 雨水浸透阻害行為に関する工事の計画及び対策工事の計画については、概要の記述の末尾に「(計画の詳細は、別葉の計画説明書及び計画図による。)」と記載し、それぞれ計画説明書及び計画図を別葉とすること。  
 5 「その他必要な事項」の欄には、雨水浸透阻害行為を行うことについて、都市計画法、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。

## 雨水浸透阻害行為に関する工事完了届出書

年 月 日

(あて先) 八 尾 市 長

届出者 (住所)  
(法人)  
(氏名)

---

特定都市河川浸水被害対策法第 38 条第 1 項の規定により、雨水浸透阻害行為に関する工事(許可番号 年 月 日 第 号)が下記のとおり完了しましたので届け出ます。

### 記

- 1 雨水浸透阻害行為に関する工事の完了年月日: 年 月 日
- 2 対策工事の完了年月日 : 年 月 日
- 3 雨水浸透阻害行為に関する工事を完了した行為区域に含まれる地域の名称

* 受付番号	年 月 日 第 号
* 検査年月日	年 月 日
* 検査結果	合 否
* 検査済証番号	年 月 日 第 号

### 備考

- 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 \*印のある欄は記載しないこと。

添付書類 許可証の写し(概要書、位置図、管理台帳(様式第8))  
対策工事出来形測定図  
工事写真等

雨水浸透阻害行為に関する工事廃止届出書

年 月 日

(あて先) 八 尾 市 長

届出者 住所

氏名

特定都市河川浸水被害対策法第 38 条第 1 項の規定により、雨水浸透阻害行為に関する工事（許可番号 年 月 日 第 号）を下記のとおり廃止しましたので届け出ます。

記

- 1 雨水浸透阻害行為に関する工事廃止年月日 年 月 日
- 2 雨水浸透阻害行為に関する工事を廃止した行為区域に含まれる地域の名称

備考 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

別記様式第四

裁 決 申 請 書

裁決申請者 住所

氏名

相手方 住所

氏名

特定都市河川浸水被害対策法第 38 条第 7 項の規定による協議が成立しないので、下記により、裁決を申請します。

記

- 1 損失の事実
- 2 損失の補償の見積り及びその内容
- 3 協議の経過

年 月 日

裁決申請者 住所

氏名

様

備考

- 1 「損失の事実」については、発生の場所及び時期を併せて記載すること。
- 2 「損失の補償の見積り及びその内容」については、積算の基礎を明らかにすること。
- 3 「協議の経過」については、経過の説明のほかに、協議が成立しない事情を明らかにすること。
- 4 裁決申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

別記様式第五

裁 決 申 請 書

裁決申請者 住所

氏名

相手方 住所

氏名

特定都市河川浸水被害対策法第 45 条第 2 項において準用する同法第 38 条第 7 項の規定による協議が成立しないので、下記により、裁決を申請します。

記

- 1 損失の事実
- 2 損失の補償の見積り及びその内容
- 3 協議の経過

年 月 日

裁決申請者 住所

氏名

様

備考

- 1 「損失の事実」については、発生の場所及び時期を併せて記載すること。
- 2 「損失の補償の見積り及びその内容」については、積算の基礎を明らかにすること。
- 3 「協議の経過」については、経過の説明のほかに、協議が成立しない事情を明らかにすること。
- 4 裁決申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

許可申請  
雨水貯留浸透施設機能阻害行為  
協議書

第 39 条 第 1 項 特定都市河川浸水被害対策法 第 39 条第 4 項において準用する同法第 35 条		の規定により、	
雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為について			
許 可 協 議			
を申請します。		年 月 日	
(あて先) 八 尾 市 長		住所 氏名	
雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の概要	1	雨水貯留浸透施設の名称及び雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証番号	
	2	雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の種類	
	3	雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為を行う地域の名称	
	4	雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の設計又は施行方法(保全工事を行う場合には、保全工事の設計又は施行方法を含む。)の概要	
	5	雨水貯留浸透施設の機能の保全上支障がないことを明らかにする事項	
	6	雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為着手予定日	年 月 日
	7	雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為完了予定日	年 月 日
	8	保全工事の着手予定日	年 月 日
	9	保全工事の完了予定日	年 月 日
	10	その他必要な事項	
※受付番号			年 月 日 第 号
※許可に付した条件			
※許可番号			年 月 日 第 号

- 備考 1 「許可申請」「第 39 条 第 1 項」「許可を申請協議」、第 39 条第 4 項において準用する同法第 35 条、「協議」については、該当するものを○で囲むこと。
- 2 許可申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 3 ※印のある欄は記載しないこと。
- 4 雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の設計又は施行方法(保全工事を行う場合には、保全工事の設計又は施行方法を含む。)については、概要の記述の末尾に「(設計又は施行方法の詳細は、別葉の計画図による。)」と記載し、計画図を別葉とすること。
- 5 「その他必要な事項」の欄には、雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為を行うことについて、建築基準法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。

保全調整池機能阻害行為届出書

<p>特定都市河川浸水被害対策法第 46 条第 1 項の規定により保全調整池の機能を阻害するおそれのある行為を届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">年      月      日</p> <p>(あて先) 八 尾 市 長</p> <p style="text-align: right;">届出者 住所 氏名</p>				
保全調整池の機能を阻害するおそれのある行為の概要	1 保全調整池の名称及び指定番号			
	2 保全調整池の機能を阻害するおそれのある行為の種類			
	3 保全調整池の機能を阻害するおそれのある行為を行う地域の名称			
	4 保全調整池の機能を阻害するおそれのある行為の設計又は施行方法(保全工事を行う場合には、保全工事の設計又は施行方法を含む。)の概要			
	5 保全調整池の機能を阻害するおそれのある行為の着手予定日	年      月      日		
	6 保全調整池の機能を阻害するおそれのある行為の完了予定日	年      月      日		
	7 保全工事の着手予定日	年      月      日		
	8 保全工事の完了予定日	年      月      日		
	9 その他必要な事項			
※受付番号		年      月      日	第	号

- 備考 1 許可申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 ※印のある欄は記載しないこと。
- 3 保全調整池の機能を阻害するおそれのある行為の設計又は施行方法(保全工事を行う場合には、保全工事の設計又は施行方法を含む。)については、概要の記述の末尾に「(設計又は施行方法の詳細は、別葉の計画図による。)」と記載し、計画図を別葉とすること。
- 4 「その他必要な事項」の欄には、保全調整池の機能を阻害するおそれのある行為を行うことについて、建築基準法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。

別記様式第八

裁 決 申 請 書

裁決申請者 住所

氏名

相手方 住所

氏名

特定都市河川浸水被害対策法第 77 条第 9 項の規定による協議が成立しないので、下記により、裁決を申請します。

記

- 1 損失の事実
- 2 損失の補償の見積り及びその内容
- 3 協議の経過

年 月 日

裁決申請者 住所

氏名

様

備考

- 1 「損失の事実」については、発生場所及び時期を併せて記載すること。
- 2 「損失の補償の見積り及びその内容」については、積算の基礎を明らかにすること。
- 3 「協議の経過」については、経過の説明のほかに、協議が成立しない事情を明らかにすること。
- 4 裁決申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。



様式第 1

雨水浸透阻害行為  
協議書  
開発行為

八尾市特定都市河川流域における浸水被害拡大防止のための雨水の流出抑制に関する条例	
第三条	第一項 雨水浸透阻害行為 第二項 の規定により、 開 発 行 為 について協議します。
年 月 日	
(あて先) 八 尾 市 長	
住所	
氏名	
雨水浸透阻害行為等の概要	1 雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称
	2 雨水浸透阻害行為区域の面積
	3 雨水浸透阻害行為に関する工事の計画の概要
	4 対策工事の計画の概要
	5 雨水浸透阻害行為に関する工事の着手予定日
	6 雨水浸透阻害行為に関する工事の完了予定日
	7 対策工事の着手予定日
	8 対策工事の完了予定日
	9 その他必要な事項
※受付番号	年 月 日 第 号
※許可に付した条件	
※許可番号	年 月 日 第 号

- 備考 「第一項 「雨水浸透阻害行為  
第二項 開 発 行 為」、については、該当するものを○で囲むこと。  
2 許可申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。  
3 ※印のある欄は記載しないこと。  
4 雨水浸透阻害行為に関する工事の計画及び対策工事の計画については、概要の記述の末尾に「(計画の詳細は、別葉の計画説明書及び計画図による。)」と記載し、それぞれ計画説明書及び計画図を別葉とすること。  
5 「その他必要な事項」の欄には、雨水浸透阻害行為を行うことについて、都市計画法、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。

様式第 2

			第	号
			年	月
住 所				日
氏 名	様			
		八尾市長		印
		<input type="checkbox"/> 許可の申請		<input type="checkbox"/> (許可)
	雨水浸透阻害行為の			について
		<input type="checkbox"/> 協 議		<input type="checkbox"/> (回答)
年 月 日付けの申請については、特定都市河川浸水被害対策法（平成 15 年法律第 77 号） 第 30 条の規定により、下記のとおり許可します。				
記				
1	雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称			
2	雨水浸透阻害行為区域の面積 平方メートル			
3	雨水浸透阻害行為に関する工事の計画の概要			
4	対策工事の計画の概要			
5	雨水浸透阻害行為に関する工事の着手予定日 年 月 日			
6	雨水浸透阻害行為に関する工事の完了予定日 年 月 日			
7	対策工事の着手予定日 年 月 日			
8	対策工事の完了予定日 年 月 日			
9	その他			
教示事項				
この処分に不服のあるときは、次のとおり審査請求をし、又は取消しの訴えを提起することができます。				
1	この通知書を受け取った日の翌日から起算して 3 ヶ月以内に、行政不服審査法第 2 条の規定により八尾市長に審査請求をすることができます（なお、通知書を受け取った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、処分の日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。			
2	この通知書を受け取った日の翌日から起算して 6 か月以内に、八尾市を被告として（訴訟において八尾市を代表する者は、八尾市長となります。）大阪地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、通知書を受け取った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分の日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。			

様式第3

第 号  
年 月 日

住 所  
氏 名

様

八尾市長

印

雨水浸透阻害行為の回答について

年 月 日付けの申請については、八尾市特定都市河川流域における浸水被害拡大防止のための雨水の流出抑制に関する条例第3条の規定により、下記のとおり回答します。

記

- 1 雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称
- 2 雨水浸透阻害行為区域の面積  
平方メートル
- 3 雨水浸透阻害行為に関する工事の計画の概要
- 4 対策工事の計画の概要
- 5 雨水浸透阻害行為に関する工事の着手予定日  
年 月 日
- 6 雨水浸透阻害行為に関する工事の完了予定日  
年 月 日
- 7 対策工事の着手予定日  
年 月 日
- 8 対策工事の完了予定日  
年 月 日
- 9 その他

様式第4

## 雨水浸透阻害行為に関する工事完了届出書

年 月 日

(あて先) 八尾市長

届出者 (住所)

(法人)

(氏名)

八尾市特定都市河川流域における浸水被害拡大防止のための雨水の流出抑制に関する条例の規定により、  
 雨水浸透阻害行為  
 開発行為  
第 号)が下記のとおり完了しましたので届け出ます。

### 記

- 1 行為に関する工事の完了年月日 : 年 月 日
- 2 対策工事の完了年月日 : 年 月 日
- 3 行為に関する工事を完了した行為区域に含まれる地域の名称

* 受付番号	年 月 日 第 号
* 検査年月日	年 月 日
* 検査結果	合 否
* 検査済証番号	年 月 日 第 号

### 備考

- 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 \*印のある欄は記載しないこと。

添付書類 許可証の写し(概要書、位置図、管理台帳(様式第8))  
対策工事出来形測定図  
工事写真等



# 施工猶予願出書

年 月 日

(あて先) 八尾市長

開発者 〒

(住所)

(法人)

(氏名)

(Tel)

設計者 〒

(住所)

(法人)

(氏名)

(Tel)

都市計画法第36条第1項 ・ 八尾市開発指導要綱第10条第1項 に基づく、工事完了届を提出するにあたり、 年 月 日付 第 号により、許可を得ました、雨水貯留施設等については、別紙理由により施工猶予を願い出ます。

記

申請地 :

(添付書類)

位置図、雨水貯留施設図面一式(平面図・断面図・構造図・詳細図・貯留計算書等)、工程表、理由書(自由様式)、雨水貯留許可書(許可又は条例)の写し 等

## 貯留施設確認通知書

年 月 日

様

年 月 日付第 ー 号により（許可・回答）した貯留施設が、届出図書のとおり完了している事を確認しましたので、通知いたします。

1. 申請者	(住所)
	(法人) 又は (個人)
2. 施設場所	八尾市
3. 確認年月日	年 月 日
4. 確認者	

管 理 台 帳

様式第8

整 理 番 号 No.	開 発 行 為 許 可 日	年 月 日
施 設 完 成 年 月 日	開 発 面 積	m <sup>2</sup>
開 発 場 所		
申 請 者		
貯 留 施 設 容 量		
貯 留 及 び 放 流 方 法		
内 ・ 外 水 域 別	外 水 域 ・ 内 水 域 ( )	集 水 区
<p>○雨水放流施設完成写真 (オリフィス靴、オリフィス孔)</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; margin-top: 10px;"></div>		

○雨水貯留施設又は雨水浸透施設完成写真

	備 考
--	-----



雨水浸透阻害行為概要書

項目	記入欄		
台帳No.		開発協議No.	
申請者区分	<input type="checkbox"/> 民間 <input type="checkbox"/> 公共		
管理者区分	<input type="checkbox"/> 民間 <input type="checkbox"/> 公共		
放流区分	<input type="checkbox"/> 公共下水 <input type="checkbox"/> 河川・水路等		
法律・条例区分	<input type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例		
申請種別	<input type="checkbox"/> 開発行為 <input type="checkbox"/> その他		
区域	<input type="checkbox"/> 市街化区域 <input type="checkbox"/> 市街化調整区域		
申請年月日	年    月    日		
許可年月日	年    月    日		
合格年月日	年    月    日		
申請地住所			
申請者名称			
申請者連絡先			
代理人名称			
代理人連絡先			
行為面積	m <sup>2</sup>		
用途	<input type="checkbox"/> 分譲住宅 <input type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 専用住宅 <input type="checkbox"/> 事業所		
	<input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 公園 <input type="checkbox"/> 公共公益施設 <input type="checkbox"/> その他(                      )		

貯留量	m <sup>3</sup>	
雨水貯留浸透施設 構造の概要 (透水性舗装)	延長	m
	幅員	m
	舗装厚	m
	面積	m <sup>2</sup>
雨水貯留浸透施設 構造の概要 (地下貯留)	縦	m
	横	m
	高さ	m
雨水の流出 抑制機能	行為 面積	m <sup>2</sup>
	流出 抑制 雨水量	m <sup>3</sup> /S
集水区	<input type="checkbox"/> 新池島 <input type="checkbox"/> 小 阪 <input type="checkbox"/> 新 家 <input type="checkbox"/> 小 阪 合	
	<input type="checkbox"/> 長 吉 <input type="checkbox"/> 新池島(小阪合) <input type="checkbox"/> 川 俣 <input type="checkbox"/> 単独公共	
排水区	<input type="checkbox"/> 新 家 <input type="checkbox"/> 久宝園 <input type="checkbox"/> 八 尾 <input type="checkbox"/> 久宝寺 <input type="checkbox"/> 竹 湊	
	<input type="checkbox"/> 飛行場北 <input type="checkbox"/> 飛行場南 <input type="checkbox"/> 小阪合 <input type="checkbox"/> 恩 智 <input type="checkbox"/> 恩智川東	
	<input type="checkbox"/> 福万寺 <input type="checkbox"/> 北高安 <input type="checkbox"/> 中高安 <input type="checkbox"/> 南高安	
貯留方式	<input type="checkbox"/> 表面貯留 <input type="checkbox"/> 地下貯留 <input type="checkbox"/> 透水性舗装(                      m <sup>2</sup> )	
	<input type="checkbox"/> 浸透柵(                      個) <input type="checkbox"/> その他(                      )	
調節方式	<input type="checkbox"/> オリフィス <input type="checkbox"/> ポンプ <input type="checkbox"/> その他(                      )	
放流方式	<input type="checkbox"/> 自然放流 <input type="checkbox"/> ポンプ放流 <input type="checkbox"/> その他(                      )	
備 考		

提出書類一覧

- 申請用紙    位置図    土地利用計画図    貯留量の計算表(システム)    貯留平面・縦横断面  
貯留構造図    排水施設計画平面図・敷地内排水計画図    申請及び回答の写し(工事完了届の場合)

## 1 2. 参考文献

- ・解説・特定都市河川浸水被害対策法施行に関するガイドライン（財団法人 国土技術研究センター）平成 17 年 3 月
- ・増補改訂 雨水浸透施設技術指針（案）調査・計画編（社団法人 雨水貯留浸透技術協会）平成 18 年 9 月増補改訂
- ・増補改訂 雨水浸透施設技術指針（案）構造・施工・維持管理編（社団法人 雨水貯留浸透技術協会）平成 19 年 7 月増補改訂
- ・宅地開発に伴い設置される浸透施設等設置技術指針の解説（社団法人 日本宅地開発協会）平成 10 年 2 月
- ・下水道雨水浸透技術マニュアル（財団法人 下水道新技術推進機構）平成 13 年 6 月
- ・道路路面雨水処理マニュアル（案）（独立行政法人 土木研究所）平成 17 年 12 月